

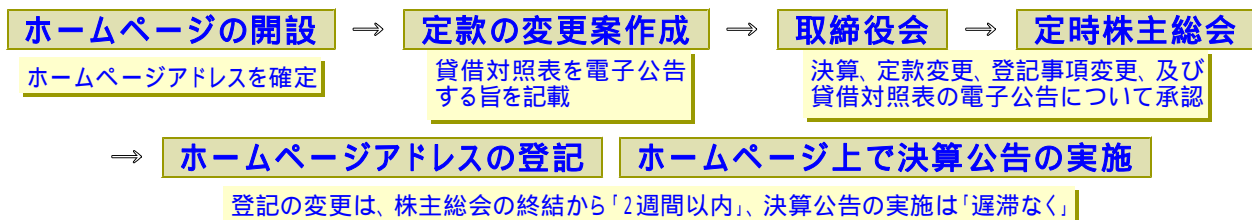
# インターネット決算公告のすすめ

H18.5.27 作成

## インターネット決算公告に関する会社法の規定

- 株式会社は、定時株主総会の終結後、貸借対照表を公告しなければならない(法第440条)
- 大会社(決算時の資本5億以上 or 負債の部200億以上)は貸借対照表、損益計算書の両方登記:公告方法の変更が生じた時(株主総会の日)から2週間以内に(法第915条)
- 公告するアドレスを登記する。決算公告のみ電子公告として登記できる(規則第220条)
- 公告の方法:官報、時事日刊新聞又は電子公告のいずれかを定款で定める。(法第939条)
- 電子公告の期間:定時株主総会終結後5年間(法第940条)
- 電子公告調査機関への調査依頼を免除する規定(法第941条)
- 公告を行わなかった場合の罰則:100万円以下の過料(法第976条)

## ホームページの開設から公告までの流れ



最も簡便な公開の方法 (会社法の解りにくい部分です。詳しくは当事務所へ。)

会社法第440条第3項の規定により、公開の措置(公告と区別します)を取ることができます。この場合は、上記のうち「定款の変更」と「定時株主総会の決議」を省略できます。

## 当事務所のサポート内容

ホームページをお持ちでないお客様の場合

- ・「ホームページの開設」と「ホームページ上で決算公告の実施」を主に承ります。
- ・一連の手続を承ることもできますのでお申し付けください。(登記は本人申請です。)
- ・一連の書類作成・手続をお客様が行う場合は、ポイントとなる情報を提供します。(無料)

ホームページを開設済で、その更新を専門家に依頼しているお客様の場合

- ・決算公告のリンクを設定していただき、「決算公告の実施」を承ります。
- ・書類作成・手続については と同様です。

ホームページを開設済で、その更新を自社でしているお客様の場合

- ・ご連絡をいただければ、ポイントとなる情報を提供します。(無料)
- ・当事務所からの情報だけで、全ての作業を自社で行うことも可能と思われます。

朝倉行政書士総合事務所

〒371-0811 群馬県前橋市朝倉町974番地

URL <http://www17.plala.or.jp/a-s-office/>

行政書士 岩村 敏明

Tel./Fax 027-265-1512

Mail [aso-iwa@p-cafe.net](mailto:aso-iwa@p-cafe.net)